川崎市高津区公告第76号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、 国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月20日

川崎市高津区長 白井 豊一

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数·備考
令和7年度	国民健康保険料	第3期分	令和7年10月31日	計 44件

別紙省略